

議案第11号

龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月10日議会の議決を経て締結した龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について、別紙のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

利根町長 山崎 誠一郎

（提案理由）

龍ヶ崎市と締結している「公の施設相互利用に関する協定書」における相互に利用できる当町の施設のうち、「使用させる具体的な施設の名称」の一部変更と、令和7年6月に開設した「利根町健康増進等複合施設」の追加のため、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案する。

別紙

公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書

龍ヶ崎市と利根町とは、平成14年12月10日に締結した公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書を次により締結し、令和8年4月1日から適用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条関係） （利根町）			別表（第1条関係） （利根町）		
No	公の施設の名称	使用させる具体的な施設の名称	No	公の施設の名称	使用させる具体的な施設の名称
(略)			(略)		
7	利根町保健福祉センター	<u>浴室</u>	7	利根町保健福祉センター	<u>老人福祉センター</u>
<u>8</u>	<u>利根町健康増進等複合施設（とねふれあいプラザ）</u>	<u>多目的室（サクラ、カナ、ヨシキリ）、調理室、コミュニティルーム、トレーニングルーム</u>			
<u>9</u> ～ <u>11</u>	(略)		<u>8</u> ～ <u>10</u>	(略)	

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

利根町長